

STEP ステップ 便り

第8号
2020年
3月

ホームページ <https://npostep.jp/>
E-mail info@npostep.jp



NPO法人
障がい者・高齢者市民後見STEP

〒560-0082
豊中市新千里東町1丁目4番1号 阪急千里中央ビル8階
TEL 06-6155-5432 FAX 06-6833-6599

私たちは、障がい者や高齢者のお困りごとを市民感覚で支援する、後見NPOです。

成年後見のみならず、見守り・金銭管理、相続・遺言、身元保証、死後事務など、幅広く皆様のお役に立てるよう、日々活動しています!!

当NPOホームページ「活動ブログ」からの抜粋です。皆様のご参考になれば幸いです。

最新情報 Facebookで発信中!

<https://www.facebook.com/npostep/>



2019年

10月6日 障がい者の親亡き後問題への備えセミナー実施

10月4日、豊中市市民活動情報サロンにて、「障がい者の親亡き後問題への備え」セミナーを実施。17名の参加と会場は満員でした。セミナーでは、成年後見制度の仕組みと留意点、後見制度を使う場合と使わない場合の事例紹介、遺言の必要性などを解説しました。参加者からも多くの質問が寄せられ、中身の濃い2時間でした。



11月18日 東大阪で後見半日講座を実施

11月17日、13時半より東大阪市民ふれあいホールにて、『成年後見半日講座』を実施。参加者は4名でした。成年後見制度の概要と最近の動向、法定と任意の後見制度の仕組みと利用手続き、後見人の実務、事例紹介、そして死後事務・身元保証・尊厳死宣言について、約3時間解説しました。最後は、今日一日の「おさらい」をして締めくくりました。



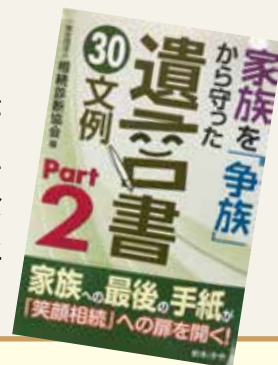
11月10日 長い一日

11月9日は、代表の私にとって長い一日でした。弊NPOがある高齢のご主人から電話を受けたのが11月1日。病室からの携帯電話で、入院時の保証人や後見人のことでお困りのようでした。初めて面会したのが11月3日。「ちょっと病をしたので入院したが、1,2週間で退院できるはず。隣人の方には入院の際など大変世話になっているので、今後の後見人のことなど、退院後に隣人含めて相談したい」との事でした。11月7日、容態が悪化し、隣人交えて病室で緊急の打合せをした結果、生前のことに関する包括的な委任契約、並びに死後事務委任契約を交わすこととなり、ご本人と弊NPOの間で2本の契約を急遽結びました。そして、9日の当日、朝一番で死後事務預託金の預かり証をお持ちしたところ、さらに病状が思わしくなかったので、奥様が入所の老人ホームに急行。奥様を病院までお連れし、ご主人のお見舞いを段取りしました。実は、これが最後の夫婦ご対面、手を握り合って1時間ほど時間が経ちました。印象的なシーンでした。施設に送り届けた後、奥様と施設関係者に、今後ご主人の相続が発生する事、子供がなく、主たる相続人は奥様となるが、認知症では相続手続きが進まないの、後見人の申立てが必要と説明し了承を得て、一旦引き揚げました。そして、その晩、さあ寝ようと思ったときに、私の携帯が鳴り、病院からご主人の訃報連絡を受けました。早速、病院に駆けつけ、自身の意向通りに直葬の段取りをすべく、葬儀業者に連携し、ご遺体の安置をしてもらいました。帰宅したのは、翌日の1時半でした。長い一日でしたが、天国に旅立つ前に、ご夫婦の最後の面会が果たせたのは、動いてよかったとつくづく実感しました。



12月2日 「遺言書30文例Part2」に執筆しました!

一般社団法人相続診断協会から『家族を「争族」から守った遺言書30文例Part2』がこの度発行されました。Part1に続き、代表が「一人暮らし高齢者の遺言と死後事務～9人の甥姪に公平かつ平等に遺贈したい」と題して執筆しております。



12月5日 医療・介護・福祉関係者のみなさまへ

この度、「医療・介護・福祉関係者のみなさまへ」と題して、チラシを作成しました。このチラシでは、後見人の付け方や金銭管理・身元保証・死後事務など、高齢者のお困りごとに直面された場合、①「出張勉強会」を開催し対処のしかたを説明する、②個別案件について「無料相談窓口」を利用していただけると、以上2点お知らせするものです。今後、このチラシを地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに配布していきたいと考えています。



2月28日 豊中市の成年後見促進部会に参加

2月28日、豊中市福祉部地域共生課主催の「第一回豊中市成年後見制度利用促進部会」に代表が参加しました。この部会は、豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議の一部会として存するもので、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・地域包括支援センター・障害者基幹相談支援センター・社会福祉協議会の各代表委員に加えて、「法人後見を受任実績があり、豊中市域を活動範囲とするNPO法人」として、委員参画したものです。会議では、意思決定支援が必要な人に対する支援の現状と課題について意見交換がなされ、弊NPOが現在取り組んでいる活動内容やそこから見えてきた課題について、発言させていただきました。



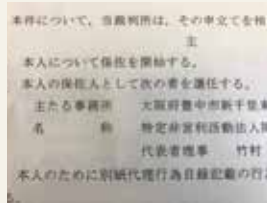
12月9日 「そなえ」冊子が豊中市役所の窓口に

現在、豊中市役所の窓口に弊NPO発行の『おひとりさまのそなえ』冊子が置いてあります。市役所のご厚意で、第二庁舎の1階「長寿安心課」と同3階「地域共生課」に置いていただいております。そのまます持ち帰りいただけます。本冊子は、とよなか夢基金の助成金を使って作成したことから、広く豊中市民の方に知ってもらえるよう、設置してもらっています。



3月6日 保佐人に選任されました(累計13件目)

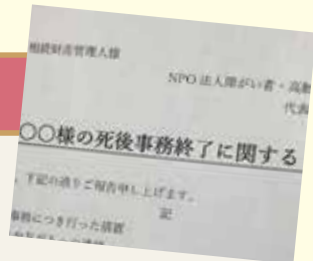
本日、大阪家裁より弊NPOをある高齢男性の保佐人に選任するとの審判書が届きました。今年で4件目、累計13件目の法定後見受任です。対象者には、受け取るべき債権があり、保佐人として代理請求することとなります。



2020年

2月1日 死後事務2件終了

昨年11月に、死後事務委任契約を締結していた方が立て続けにお二人ご逝去され、弊NPOが受任者として死後事務を履行しました。お一人は独身の高齢男性、あとお一人は子どものいない高齢男性で妻が認知症の方というケースで、事前に託された死後事務をこのほど完了し、相続財産管理人に無事報告を終えました。いずれもご逝去直後の対応が求められ貴重な経験ができたこと、並びに公正証書にしていなくても、契約書が市役所や年金事務所に受け入れられたことなど、新たな発見が多かったです。



3月12日 認知症の家族でも出金しやすく

先日、日経新聞に「認知症家族出金しやすく」という記事が掲載されました。全国銀行協会が今月中にも通達を各銀行に出すというものです。認知症患者の預金は原則凍結されるのが現実ですが、戸籍抄本などで家族関係が証明され、施設や医療機関の請求書で用途が確認できれば、認知症本人の口座から引き出せるというものです。成年後見制度を利用しなくても、お金が引き出せるという意味では、一歩前進ですね。

